

第 76 回 全国健康保険協会千葉支部評議会の概要報告

開 催 日	平成 27 年 11 月 19 日 木曜日 PM 2 : 30～PM 3 : 50
開 催 場 所	日本生命千葉ビル 4 階会議室
出 席 者	小賀野評議員、黒田評議員、高原評議員、中嶋評議員、錦織評議員、松澤評議員、松本評議員、山口評議員、(五十音順)
議 題	<p>1. 平成 27 年度上期千葉支部事業報告について</p> <p>2. その他報告事項</p>
議 事 概 要 (主な意見等)	<p>支部長挨拶</p> <p>*現在、健康経営の普及促進に向けて、評議員の事業所を含めて幹部職員による事業所訪問を始めており、この事業を通して実感したことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の代表者、責任者と先方の事業所等で面と向かって話をすることによって、得られるものはたいへん大きい ・従業員の健康について関心が高い事業所が意外と多い ・喫煙者を減らすことに苦勞をされている事業所が多い ・健康事業所としてこれから入る新卒者に関心を持ってもらうこと以上に、今いる従業員の健康を大切にしたいという経営者の方が多い ・健康に関するセミナーを開いて欲しいという声が多い ・今後、保険料率の設定について受診率等のインセンティブが導入される予定があることについて話をすると、率先して事業者健診データを提供してくださる事業所が意外に多いことに驚かされる <p>協会けんぽ全体として給付金の支払い等の受け身の事業から、前に打って出るいわゆる保健事業等に力をいれていく方針がされている中で、支部としてこの営業訪問を通して人材の育成を図っていきたいと考えている。</p> <p>1. 平成 27 年度上期千葉支部事業報告について</p> <p>議題 1 について資料に基づき事務局より説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■資料 1-1 : 千葉支部事業運営における数値指標等 ■資料 1-2 : 平成 27 年度 千葉支部グループ別重点事業の上期実施状況について <p>《事務局説明概要》</p> <p>資料に沿って、各グループ事務局責任者から平成 27 年度上期の事業運営における数値指標等を示したうえで、平成 26 年度実績値との比較や年度末目標に向けての現在の進捗状況につい</p>

て説明。そのうえで課題、今後の取組み事項について説明。

《主な意見》

◆特定健康診査受診率向上の取組みの中で、協会けんぽ独自の集団健診（オプション健診等）の実施とありますが具体的にどのようなものなのかお教えいただきたい。《事業主代表》

⇒現在、ご家族の健診につきましては全国単位で協会本部が契約してご提供しているもの（集合契約A）と、各県ごとに代表保険者を決めて契約を行い被用者保険共通でご提供しているもの（集合契約B）がございます。これらとは別にこの事業は、千葉支部単独で健診機関を公募して健診機関を選定し、集団健診を実施したいと計画しており、その時に併せてオプション健診として、骨粗鬆検査、肺年齢測定、血管年齢測定などのオプション健診をご用意したいと考えております。また、そこで受診された方についてはそのまま保健指導にもつなげていければと思っております。既に上期に健診機関の選定は終わっており、11月27日に稲毛区で行う予定であり、場所は未定ですが来年3月にも実施する予定になっております。

◆ジェネリック医薬品の普及について、確か国が80%以上という方針を掲げていると存じあげております。その中で医師の中にも未だにジェネリック医薬品を処方することについて、不安を抱いている方がいらっしゃいます。また、患者側の立場から言えば、新薬からジェネリック医薬品に切り替えるにあたって、同じ効能のジェネリック医薬品が複数あったとしても、薬局では1種類のジェネリック医薬品しか用意されていなくて、選択肢の幅がなくジェネリック医薬品への切り替えを躊躇してしまう場合があります。こういった環境の中でどのように普及促進を図っていきたいと考えていますか。

《学識経験者》

⇒ジェネリック医薬品は厚生労働省の方で安全と認められているものでありますので、今後薬剤師会と、かかりつけ薬局等の環境整備を含め連携して事業を考えていきたいと思えます。また、健康経営の普及促進のための事業所訪問時にジェネリック医薬品への切り替えをお願いしていきたいと考えます。

◆来年4月に診療報酬の改定がありますが、保険料率を決定するときにはその分をある程度想定して計算しているのでしょうか？《被保険者代表》

⇒当然どれぐらいの下げ幅上げ幅になるのかは、ある程度判断材料として最終的には決定しております。

◆債権収納率が昨年度の上期より大きく実績が上がっておりますが、原因はなんでしょうか？《事業主代表》

⇒今年度の新しい取り組みとして契約弁護士名で納付催告を実施して上がっていることも一つの要因としてあげられますが、その他の要因として本人の同意など正式な手続きを踏むことによって、国保との間で債権の保険者間調整ができるようになったことが考えられます。

◆生活困窮者などのどうしても回収できない債権について、何らかの基準に基づいて債権の減免や債権の消滅ができるのでしょうか？協会けんぽとしての取り扱いをどのようになっているのですか？《学識経験者》

⇒債権の時効は民法の規定で10年になっております。破産の情報等があれば裁判所の決定文書を提出して頂いて債権を免除、消滅するような手続きをとります。ただし実際には我々に本人の財産が何処にあるのか、また仮にその所在が判明したとしてもそれらのすべてを調査する権限がなく、返済する能力がないと最終的に判定して、毎年、時効がきたものから消滅していくこととなります。

2. その他報告事項

議題2について資料に基づき事務局より説明。

■参考資料：平成28年度保険料率に関する千葉支部評議会における意見について

《事務局説明概要》

資料に沿って、平成28年度保険料率に関する論点について、各項目について前回の評議会（10月15日開催）で各評議員から出された意見について紹介。

⇒特に追加意見等なし。

特記事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・第76回千葉支部評議会傍聴者 なし・第77回千葉支部評議会開催予定 平成27年12月17日（木） PM2:30～ |
|--|